

# ロジハイツ屋上シェア菜園 利用契約書

## (目的) 第1条

- ・この契約書は、戸田江美（以下、「甲」という。）が開設するシェア菜園において、借受者（以下、「乙」という。）と以下の条項により契約を締結する。

## (契約対象農地) 第2条

- ・本契約の対象となる所在地は、下欄のとおりとする。  
東京都荒川区町屋 4-35-4 ロジハイツ屋上

## (貸付料の支払い) 第3条

- ・貸付料は、1区画（プランター1個）当たり 18,000円とする。
- ・乙は、貸付料を先払いで甲に支払わなければならない。

## (貸付期間) 第4条

- ・本契約に基づく貸付期間は、2023年9月9日から2024年2月29日までの契約とする。

## (貸付条件) 第5条

- ・乙は、所在地において、耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。
- ・乙は、農作業の実施に関して甲の指示があったときは、これに従わなければならない。
- ・所在地において次に掲げる行為を禁止とする。
  - (1) 建物及び工作物を設置すること。
  - (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
  - (3) 所在地を第三者へ転貸すること。
  - (4) 植木、果樹等の永年性作物を栽培すること。
  - (5) 共同利用施設等を占有に使用すること。
  - (6) 農作物栽培に必要としない物の搬入、耕土の搬出等を行うこと。
  - (7) 騒音など周囲への迷惑行為をすること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、運営目的に反すること。

## (所在地の解除等) 第6条

- ・次の各号に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。
  - (1) 乙が本契約の規約に違反したとき。
  - (2) 乙が貸付料を1ヶ月以上支払わないとき。
  - (3) 乙が会社更生・破産などの事由が生じたとき、警察による逮捕または刑事罰の訴追があったとき、並びに乙が死亡したとき。
  - (4) 乙が所在地を正当な理由なく2か月以上にわたり農作業を行わないとき、又は放置したとき。
  - (5) 菜園の管理及び運営において特別な事情が生じたとき。

(貸付料の返還) 第7条

・既に納付された貸付料は返還しないものとする。但し、次に掲げる事由に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 乙の責めによらない事由により貸付けができなくなったとき。

(2) 前号のほか、甲が相当な理由があると認めたとき。

(所在地の返還) 第8条

・乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第8条の規定により所在地を解除されたときは、速やかに所在地を原状に回復し、甲に返還しなければならない。

・前項の返還があったとき、菜園に残存している農作物又は資材等については、乙は一切の権利を放棄したものとみなし、甲は任意で処分することができる。

(賠償責任) 第9条

・乙の責めに帰すべき事由により、菜園内の施設、備品等に損害を与えたときは、速やかに原状に回復し、その損害を甲に賠償しなければならない。

・甲は、菜園内又は菜園での怪我、敷地出入りにおいて発生した交通事故、農具又は農作物の盗難、病虫害の発生、自然災害等による損害に対して、一切の責めを負わないものとする。

・甲は、乙に故意又は過失による損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負うものとする。